

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第八号

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この項において「法」という。)の項中

<p>法第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設の設定変更許可申請手数料</p>	<p>一 法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設 一〇〇、〇〇〇円</p>
<p>法第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設の設定変更許可申請手数料</p>	<p>二 一に掲げる施設以外の一般廃棄物処理施設 一〇〇、〇〇〇円</p>

を

<p>法第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設の設定変更許可申請手数料</p>	<p>一 法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設 一〇〇、〇〇〇円</p>
<p>法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の規定による熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査</p>	<p>熱回収施設設置者の認定申請手数料</p>	<p>二 一に掲げる施設以外の一般廃棄物処理施設 一〇〇、〇〇〇円</p>
<p>法第九条の二の四第二項又は第十五条の三の三第二項の規定による熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>熱回収施設設置者の認定更新申請手数料</p>	<p>三三、〇〇〇円 二〇、〇〇〇円</p>

に改め、

同表動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第一百五号。以下この項において「法」という。)の項中

法第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り（知事が指定した場所での引取りを除く。）	犬又はねこの引取り手数料	一頭又は一匹につき 三、六一〇円
--	--------------	---------------------

を

法第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り	犬又はねこの引取り手数料（知事が指定した場所での引取りの場合）	一 生後九一年以上の場合 一頭又は一匹につき 二、〇〇〇円	二 生後九一日未満の場合 一頭又は一匹につき 四〇〇円
		一 生後九一年以上の場合 一頭又は一匹につき 五、六一〇円	二 生後九一日未満の場合 一頭又は一匹につき 四、〇一〇円

に改め、

同表使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項の次に次のように加える。

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この項において「法」という。）	法附則第二条第一項の規定による特定保険業の認可の申請に対する審査	特定保険業の認可申請手数料	一五〇、〇〇〇円
--	----------------------------------	---------------	----------

（県立病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第二条 県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表二十三の項中「一三、七〇〇円」を「一一、四一〇円」に改め、同表二十五の項中「一一、一三〇円」を「一四、九一〇円」に改め、同表二十六の項中「四四、五五〇円」を「六六、七六〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県手数料条例別表に保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この項において「法」という。）の項を加える改正規定（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第一条に規定する政令で定める日

二 第一条中広島県手数料条例別表動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定（平成二十三年七月一日